

# ふるさと人づくり推進事業 実施要綱

令和2年3月25日付け島教社第428号

## 第1 趣旨

人口減少に歯止めをかけ、人口減少に打ち勝つ「島根創生」を実現するため、将来の島根を創り、支える人を増やしていく施策を展開していく。

そのためには、島根の子ども達一人一人に、地域に愛着を持ち、自らの人生と地域や社会の未来を切り開くために必要となる「生きる力」を育むと共に、地域を支える担い手となる幅広い世代の地域住民が多様な学習機会を通して地域課題について理解を深め、つながりながら、地域の課題に主体的に立ち向かっていく地域を担う人づくりを推進する必要がある。

県は、本要綱に定めるところにより、「ふるさと人づくり推進事業」（以下、「本事業」という。）を、市町村と連携して実施し、次代を生きる子ども達の育成にあわせて、地域づくりを担う人づくり、人の環流づくりのモデルを創出し、波及させるとともに、人づくりの基盤となる市町村の社会教育の機能の強化を図るものとする。

本要綱は、本事業の実施にあたって、必要な事項を定めるものである。

## 第2 事業の内容

本事業で実施する事業内容は、次に掲げるとおりとする。

### 1 ふるさと活動モデルづくり事業

次代を生きる子ども達を育むとともに地域づくりを担う人づくり、人の環流づくりのモデルを創出し、波及させるため、別途定める「ふるさと活動モデルづくり事業実施要領」により、次に掲げる取組を行う市町村を県が支援し、協働して取り組む。

- (1) 子どものふるさと活動モデルづくり
- (2) 大学生・若者のふるさと活動モデルづくり

### 2 公民館等を核とした人づくり機能強化事業

地域づくりを担う人づくりの基盤となる市町村の社会教育機能の強化を図るため、別途定める「公民館等を核とした人づくり機能強化事業実施要領」により、中長期的な計画を持って取組を行う市町村を県が支援する。

## 第3 実施期間

本事業の実施期間は、令和2年度から令和5年度までの4年間とする。ただし、ふるさと活動モデルづくり事業については、令和2年度から令和3年度の2年間とする。

## 第4 実施市町村

県が支援を行う市町村は、「ふるさと活動モデルづくり事業実施要領」及び「公民館等

を核とした人づくり機能強化事業実施要領」に定めるところにより決定する。

## 第5 事業の実施体制

県は、本事業を円滑かつ効果的に実施するため、関係課、関係機関等からなる「ふるさと人づくり推進連絡調整会議」（以下、「連絡調整会議」とする）を設置し、関係課、関係機関の事業等と連携して本事業を実施するとともに、進捗を管理し、実施市町村に対して必要な支援を行うものとする。

連絡調整会議の設置、及び、運営に関して必要な事項は別途定める。

## 第6 実施状況の共有と成果の波及

県は、本事業での実施市町村での実施状況、実施にあたっての課題やその解決ための工夫、ノウハウ等を実施段階から随時、実施市町村以外の市町村とも情報共有し、県全体への取組の波及に努める。

情報共有、成果の波及にあたっては、次の機会等を活用する。

- (1) 各教育事務所での社会教育スタッフ会議（市町村派遣社会教育主事含む）
- (2) 県が開催する人づくり、地域づくりに関係する各種研修会、発表会等
- (3) 県公民館連絡協議会が開催する島根県公民館研究集会
- (4) 県ホームページや事例集への掲載
- (5) その他、活用できる研修会、発表会、広報媒体等

## 第7 費用

市町村が実施する本事業に要する経費については、県が別に定める「ふるさと人づくり推進事業補助金交付要綱」に基づき補助するものとする。

## 第8 その他

本要綱に定めのない事項で、本事業の実施にあたって必要な事項は、県が別途定める。